

伏見区深草鞍ヶ谷における産業廃棄物の堆積について

伏見区深草鞍ヶ谷における産業廃棄物の堆積について、事案の概要、本市の対応経過、現在までの是正状況、今後の対応等について御報告いたします。

1 事案の概要及び経過

(1) 行為者

有限会社東海テックス

所在地：京都府宇治市木幡金草原3-1

代表者：西川 完治

(2) 概要及び経過

ア 行為地

京都市伏見区深草鞍ヶ谷1-2ほか

イ 行為地の使用及び産業廃棄物の堆積の経過

行為者は、令和3年11月から行為地を建設業の資材置き場及び自社が受注した解体工事等で発生させた建設系の産業廃棄物の一時保管場所として使用を開始した。

その後、廃棄物の保管場所の面積が拡大し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく届出が必要となる300㎡以上となったことに伴い、令和6年5月に、同法に基づく事業場外保管届を本市に提出させた。

令和7年7月以降、産業廃棄物の保管量が増え始め、同年11月には行為者が届け出た保管量の上限である約1,000㎥を明らかに超える状況となった。

繰り返しの行政指導により、行為者は令和8年3月、同年8月末までに堆積物を撤去する旨の計画を提出したものの、その後も搬入を続け、同年4月以降に保管量が急増し、多量の産業廃棄物の堆積に至った（同年5月下旬以降は、新たな搬入は確認されていない。）。

<行為地の状況（令和8年5月下旬の堆積ピーク時）>

堆積物の種類：がれき類、木くず、石膏ボード、解体ミンチ等（行為者が自社で請け負った解体工事で発生したものとの説明）

保管量：約14,800㎥

周囲の囲いに廃棄物の荷重が掛かるなど、敷地内の大部分が堆積物で占められた状況

高さ及び勾配：最高高さ約11m、最大勾配約40度

＜産業廃棄物の保管に係る廃棄物処理法等に基づく主な基準等＞

- 周囲に囲い（荷重が直接掛かる構造である場合は、当該荷重に対し構造耐力上安全であるもの）が設けられていること。
- 積み上げられた廃棄物の高さが囲いの下端から50%勾配（約26.5度）のラインを超えないようにすること。
- 保管量が、当該保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7日分（本件では、これに相当する量を約1,000m³と届出）を超えないようにすること。
- 事業場外の面積300m²以上の場所で産業廃棄物を保管するときは、市長に届け出ること。

資料1 廃棄物堆積の平面図

資料2 廃棄物堆積の形状変化（現場写真）

2 本市の対応経過

(1) 行政指導

本市は、産業廃棄物の保管量が増え始めた令和7年7月以降、保管量の削減について繰り返し行政指導を行ってきたが改善されず、令和8年4月以降に保管量がさらに急増し、堆積物の崩落による行為地外への流出等、生活環境保全上の支障の発生のおそれなどが見られたことから、同年6月1日、期限を定めたうえで文書による行政指導を行った。

＜行政指導の内容＞

- 生活環境保全上の支障の発生のおそれの除去 7月16日期限
 - ・ 廃棄物の荷重が直接囲いに掛からないようにすること。
 - ・ 廃棄物の積上げの高さを下げ、勾配を26.5度以下とすること。
- 保管基準に合致するまでの保管量の削減 8月31日期限

(2) 行政処分（廃棄物処理法第19条の5第1項）

行為者は、本市の指導に応じ、堆積の上部を除去して保管の高さを下げる（最大約11m→7～8m）等の是正作業を行ったが、生活環境保全上の支障の発生のおそれの除去に係る是正期限（7月16日）までに、十分な是正がなされなかったことから、本市は、同月27日付けで、行為者である法人及び代表取締役個人に対し、廃棄物処理法に基づく措置命令を行った。

ア 命令内容

保管されている産業廃棄物が崩落し、保管場所から流出することによる生活環境保全上の支障の発生のおそれを除去するため、

- ① 当該保管場所の囲いが、法に定める産業廃棄物処理基準に適合するよう措置すること（廃棄物の荷重が直接囲いに掛からないようにすること）。
- ② 当該産業廃棄物の保管の高さが、法に定める産業廃棄物処理基準に適合するよう措置すること（廃棄物の積上げの高さを下げ、勾配を26.5度以下とすること）。

イ 履行期限 令和8年8月31日

(3) 是正作業等の指導及び監視

- ア 勾配が急であり、隣接地の建物が近接するなど、是正の優先度が高い箇所を指定して、高さを下げ、勾配を緩める作業を指示している。
- イ 行為者に対し、毎日の是正作業を報告させるとともに、本市職員が週に複数回現地に立ち入り、是正作業及び、堆積物の崩落の兆候（堆積上部へのクラック（ひび割れ）の発生等）の有無等を確認している。
- ウ 土木工学の学識経験者にも現地の状況を確認のうえ、堆積の状況等に対する御意見を頂いた（８月２７日）。

<学識経験者からの御意見>

- 堆積物は典型的な安定５品目（※）であり、臭いや粉塵は感じない。
※ 産業廃棄物のうち、雨水等による腐敗などの性質変化がほとんど起きないとされる品目（がれき類や廃プラスチック類、金属くずなど）
- 命令後の是正作業が未着手である堆積の中央～西側エリアは、堆積物にガレキが多く混じっていることから抵抗が大きく、急な斜面もあるが現状では安定を保っているようではある。ただし、法定基準の２６．５度までの是正は必要ではないか。

- エ 遠隔監視用のカメラを設置し、廃棄物の搬出及び資機材等の搬入を常時監視するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出させ、搬出された廃棄物の適正処理を確認している。

3 行為地の現況

行為者は、措置命令及び本市の指導に従い、是正作業を継続しているが、措置命令の履行期限までに、十分な是正は行われなかった。

(1) 行為者による現在までの是正の状況

- ア 勾配が急であり、隣接地の建物が近接するなど、優先的な是正を指示した箇所（行為地東部の一部）については、堆積物の高さが約５ｍまで引き下げられ（措置命令時約８ｍ）、勾配は約３０度まで改善された（措置命令時最大約４０度）。
ただし、上記の作業で除去された廃棄物は、分別のうえ行為地内の別の場所で保管されており、廃棄物の搬出等による保管量の削減は、ほとんど行われていない（堆積ピーク時からの削減量：約４７０ｍ^３（うち措置命令後の削減量：約７０ｍ^３））。
- イ その他の箇所は、是正作業の着手に至らず、措置命令前の状況から改善されていない。

<行為地のエリアごとの是正状況>

	東側エリア		中央・西側エリア	
	高さ	勾配	高さ	勾配
５月下旬（堆積ピーク時）	約１０ｍ	３０～４０度	約１１ｍ	３０～４０度
７月下旬（措置命令発出時）	約８ｍ	３０～４０度	約８ｍ	３０～４０度
現在（措置命令期限到来時）	５～７ｍ	３０度程度	約８ｍ	３０～４０度

(2) 崩落の兆候の状況

現在、堆積物の崩落の兆候（堆積上部へのクラック（ひび割れ）の発生等）は、確認されていない。

4 今後の本市の対応

(1) 行為者への履行の督促等

行為者に対しては、未着手の箇所は是正、保管量の削減等、措置命令の速やかな履行を督促していく。

行為者によるこれ以上の是正が期待できないと判断された場合は、行為者の刑事責任を追及し、しかるべき処罰が加えられるよう、京都府警等とも連携していく。

(2) 生活環境保全上の支障の発生の抑止

引き続き行為地を監視し、堆積物の崩落の兆候の有無など状況把握を徹底するとともに、今後の是正作業について、学識経験者や(公財)産業廃棄物処理事業振興財団（※）による支援チームの助力を得ながら、是正の方法や優先順位を行為者に的確に指導する。

※ 廃棄物処理法に基づき、行政代執行等への支援（助言、補助金）を担う機関

堆積物の崩落の兆候を確認した場合は、直ちに防止措置を講じさせるとともに、行為者による防止措置が取られない場合は、必要な箇所への部分的な行政代執行を含め、生活環境保全上の支障が発生しないよう、迅速かつ的確に対応する。

(3) 調査の継続

ア 測量

措置命令の履行期限後の堆積状況について、現在、測量調査を実施している。

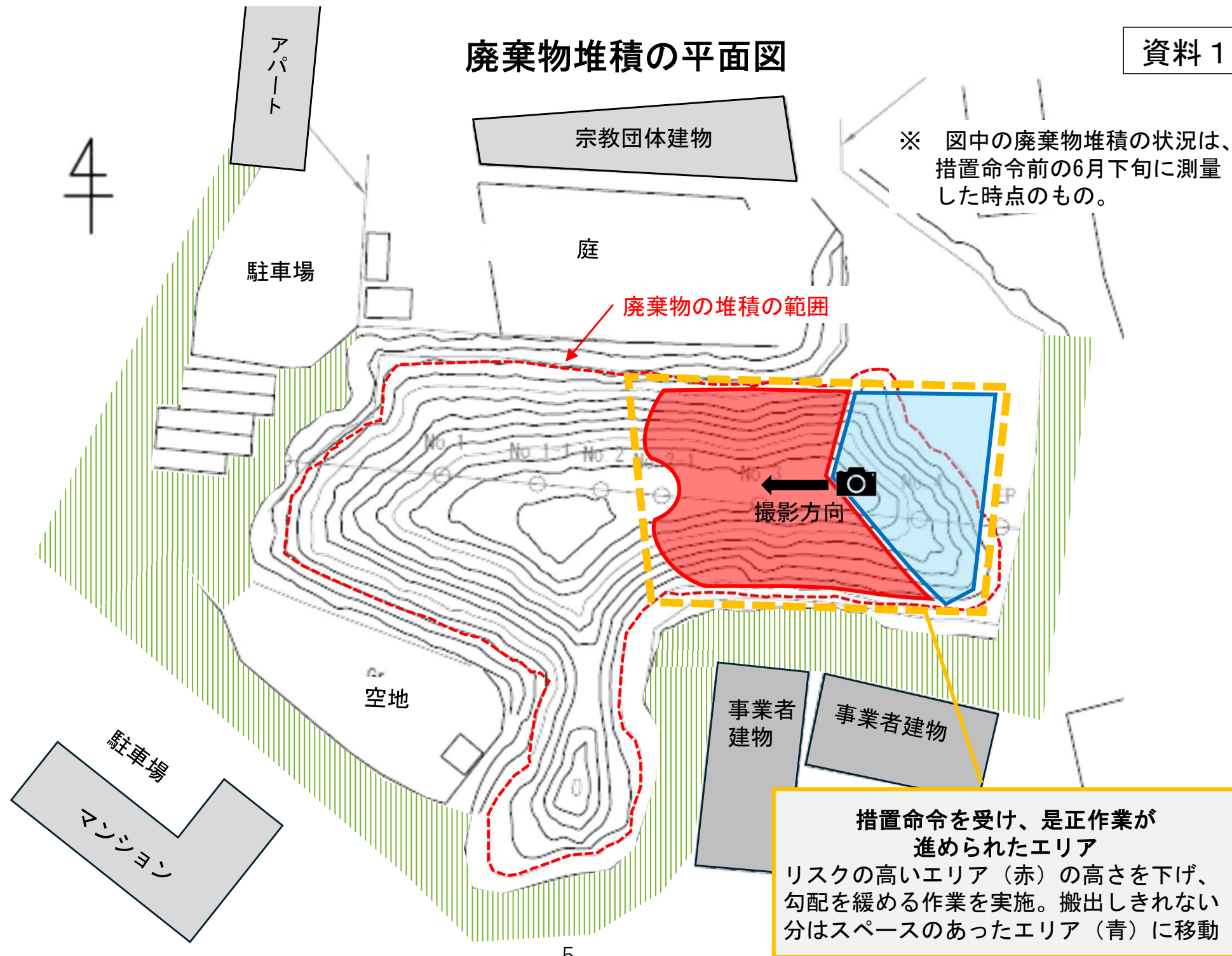
イ 行為者以外の調査

行為者以外に、廃棄物の不適正処理に係る責任を追及すべき者がいないかについても調査を進めており、処理責任を負担させるべき者が判明した場合は、行為者と同様に是正を求める等、厳正に対応する。

(4) 周辺住民等への対応

深草支所と連携し、行為地の状況や是正作業の進捗等について、8月に周辺住民等に情報提供を行った。今後も周辺住民等に対して、措置命令期限後の状況や今後の市の対応などの情報提供を行っていく。

廃棄物堆積の平面図



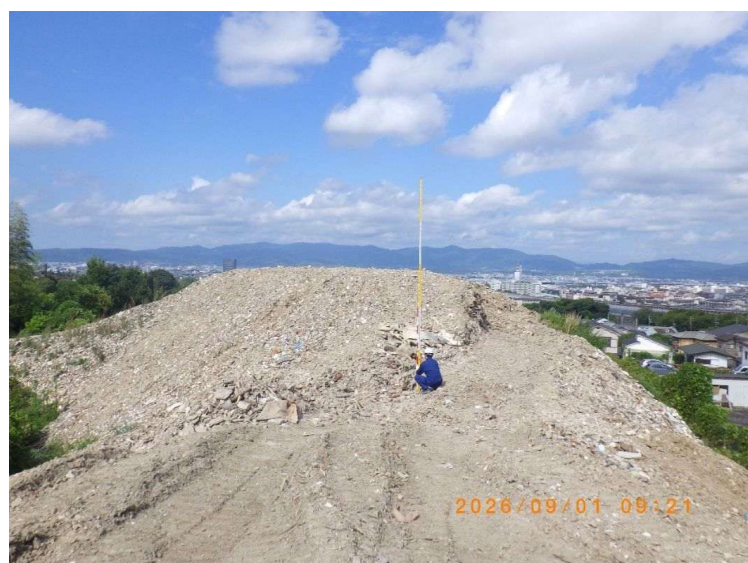
廃棄物堆積の形状変化の経過



令和8年5月29日撮影



令和8年6月17日撮影



令和8年9月1日撮影